

# 「被害者感情」への視座

桐蔭横浜大教授 河合 幹雄



かわい・みきお 60年奈良県生まれ。京大大学院博士課程修了(法社会学)。著書に「安全神話崩壊のパラドックス」「日本の殺人」「終身刑の死角」。

107人の犠牲者を出した福知山線の脱線事故に関して、JR西日本前社長の無罪判決が確定した。新聞各紙の反応をみると、刑事罰を見送ることは妥当とする意見と、被害者の気持ちを察すればこれでよいのかという意見が並べられている。一見対立した意見がバランス良く示されているかのようであるが、後者の意見には二重に問題がある。

刑事罰の適用には慎重であるべきだとする考え方の一方で、刑事罰積極説もある。しかし、その根拠に、被害者を持ち出すことは妥当ではない。刑事裁判とは、あくまで被告人と将来の潜在的犠牲者

を重視するものであり、亡くなった本人や遺族たちの思いや感情について斟酌はするが、中心視はしない。遺族は民事裁判で損害賠償を受けることができるわけで、刑事裁判で無罪判決が出たということにはならない。この構造の理解が必要である。遺族に残念感があつたとしても、それは、刑事司法に過剰な期待をしたからにすぎない。日本人に、そのような過剰な期待があるという現状認識は共有す

るが、それに迎合せずに正す方向で報道すべきであろう。また、新聞論調は、被害者の気持ちを単純化しすぎである。本人と遺族に分けて見ておこう。遺族は、事件直後は思考能力を失った空白状態に陥り、2〜3日後から、激しい怒りが込み上げる時間帯と、何をやる気力もわかない時間帯が交互に襲う、コントロールを失った状態となるのが一般的だ。葬儀など事後の応対で忙しくなり、不眠も重なって2週間後ぐらいには肉

体的にもきつくなる。平常状態を取り戻すには、事件を容許するしかない。そのために、どんな事件であったかを知り、納得して、気持ちにケリをつけたい。そこで裁判への期待が出てくる。しかし、遺族が知りたいことは、たとえば「なぜウチの子が」という類の問いである。しかし裁判の事実認定は限定的なもので、その答えには直結しない。

一般に犯罪は、濃い人間関係や喧嘩のせいで発生し、被害者が無垢であることは珍しい。しかし、事件・事故報道に遺族が登場する事件は、ほぼ全てこのレアケースである。通り魔的事件や事故の場合、「なぜウチの子が」という類の問いに納得した答えを得るのは困難である。そのために苦しむ遺族が多い。さまざまな思いに揺れるなか、マスコミや警察に対して、厳罰を求める発言もする。そのときは確かにそう思っているのだろうが、普遍的な、変わらない真意とは限らない。

実際には事件・事故の遺族でも、平常状態を取り戻すに足った遺族は少なくない。そういう人たちの意見は傾聴に値する。専門家の聴き取りによると、ある時期までは犯人や責任者を「八つ裂きにしたかった」が「今はそう思わない」という人が、実は多い。遺族は、事件に対して納得したいというフェーズを越えれば、もともと自分とは無関係であった加害者に興味はない。日常で事件のことを思い出さなくなることと元気になることは、ほぼ同じことである。人生の再出発ができた人たちの特徴は、周りのサポートを受けていることである。そして、そのサポートには、マスコミの取材から守ることも含まれている。そのため、一般にはこうした声を聞くことがないだけなのである。最後に、亡くなった本人の話しよう。死者の意見を聞くことはできないといえは、きかないが、世界中の宗教は、不条理に亡くなった者に対してそれぞれの答えを出している。そのどれもが、加害者に恨みを晴らそうとする気持ちから解放されて安らかに眠ることを理想としている。本人が復讐に燃えたりしないようなんとかしてあげる方向で供養がなされる。亡くなった本人は厳罰を求めているはずだからそれをかなえるという発想は、いったいどこからきたのであろうか。それは、宗教や道徳の否定あるいは墮落ではないのか。

## 厳罰望む心理は通過点